

令和6年度 母子保健対策関係予算概算要求の概要

(令和5年度予算)

17,685百万円 → 18,479百万円 + 事項要求

(令和6年度概算要求)

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,523百万円 → 12,420百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

+ 事項要求

(1) 産後ケア事業の実施体制の強化等【一部事項要求】

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業の実施体制の強化等について、「子ども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(2) 乳幼児健診等の推進【事項要求】

- 市町村において必要に応じて行われている乳幼児健康診査等の推進について、「子ども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(3) プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進【事項要求】

- プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進について、「子ども未来戦略方針」を踏まえ、予算編成過程において検討する。

(4) 妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク体制の構築【新規】

- 妊娠婦のメンタルヘルスの診療に係る都道府県の中核的な精神科医療機関等に、コーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。

(5) 妊婦訪問支援事業【新規】（※令和5年度まで安心こども基金により実施していた事業を引き続き実施するもの）

- 妊娠健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握するとともに、妊婦の状況に応じて必要な支援につなげる。

(6) 死産・流産等を経験された方や不妊症・不育症に対する相談支援等

- 医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催、当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援等を実施する。
- 先進医療として実施される不育症検査に要する費用への助成や、自治体が実施する不育症検査に係る広報啓発費用の補助を行う。

(7) 母子保健対策の強化

- 両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を実施する。
- 都道府県による成育医療等に関する協議会の設置などの広域支援の推進等を実施する。

(8) こどもの心の診療ネットワーク事業

- 様々なこどもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時のこどもの心の支援体制づくりを実施する。

(9) 産婦健康診査事業

- 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(10) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。

(11) 新生児聴覚検査の体制整備事業

- 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 予防のためのこどもの死亡検証体制整備等

- 予防のためのこどもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、こどもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施する。
- こどもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを整備し、予防可能なこどもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(14) プレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識の普及や性と健康の相談支援

- 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発等を実施する。

(15) 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、要件を満たす妊婦の初回の産科受診料を助成する。

(16) 不妊症・不育症に関する支援

- 不妊治療や流産の経験者を対象としたピアソポーターの育成研修や、医療従事者に対する研修を実施する。
- 不妊症・不育症に対する社会の理解を深めることや、治療を受けやすい環境整備に係る社会機運の醸成を図るため、普及啓発事業を実施する。

(17) 出生前検査認証制度等啓発事業

- 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行う。

2 母子保健のデジタル化の推進【新規】※デジタル庁一括計上予算

906百万円

- ・ 医療DXの推進に向けて、母子保健情報のマイナンバーカードを利用した情報連携や、公費負担医療のオンライン資格確認等を進めることとしており、デジタル庁の取組と連携しながら対応するために必要となる費用を計上する。

3 未熟児養育医療等

3,684百万円 → 3,567百万円

- ・ 身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 こども家庭科学研究等の推進

947百万円 → 1,118百万円

- ・ 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第2期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的として実施する。

5 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 35百万円

- ・ 令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、国民全体の理解を深めるための普及啓発等を実施する。
- ・ 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

6 旧優生保護一時金の支給等

382百万円 → 382百万円

- ・ 都道府県において、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、内閣総理大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援等を行う。

7 その他

114百万円 → 51百万円

- ・ 母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

母子保健医療対策総合支援事業

令和6年度概算要求額 122億円（122億円）

- 妊産婦及び乳幼児等に対して、各種相談や、健康の保持・増進に関する事業を実施することにより、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

【対象事業】

1 こどもの心の診療ネットワーク事業	1.2億円（1.2億円）	8 予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	1.2億円（1.1億円）
2 不育症検査費用助成事業	4.2億円（4.5億円）	9 母子保健対策強化事業	6.7億円（6.7億円）
3 妊娠・出産包括支援事業 ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業 ・妊娠・出産包括支援緊急整備事業 ・こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業 ・妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県のみ）【拡充】	76億円（75億円）	10 性と健康の相談センター事業 ・特定妊婦等に対する産科受診等支援加算 ・若年妊婦等支援強化加算 ・出生前遺伝学的検査加算 ・HTLV-1母子感染対策加算 ・不妊症・不育症等ネットワーク支援加算	8.3億円（9.5億円）
4 産婦健康診査事業	19億円（18億円）	11 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	1.2億円（1.3億円）
5 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業	0.8億円（0.9億円）	12 妊婦訪問支援事業【新規】	0.8億円
6 新生児聴覚検査の体制整備事業	3.5億円（3.5億円）		
7 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業	0.02億円（0.05億円）		

子どもの心の診療ネットワーク事業

令和6年度概算要求額：1.2億円（1.2億円）

【平成20年度創設】

目的

- 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中心とし、各医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制を構築することを目的とする。

内容

（1）子どもの心の診療支援（連携）事業

様々な子どもの心の問題、被虐待児や発達障害の症例に対する医学的支援、関係機関への専門家の派遣等を実施。

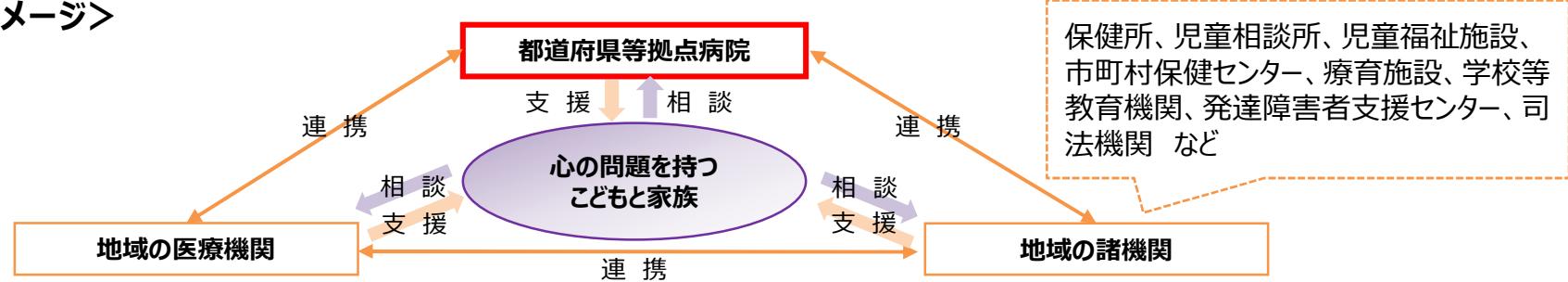
（2）子どもの心の診療関係者研修・育成事業

医師、関係専門職の実地研修等、子どもの心の診療に専門的に携わる医師及び関係専門職の育成、地域の医療機関職員、保健福祉機関職員に対する講習会を実施。

（3）普及啓発・情報提供事業

子どもの心の診療等に関する普及啓発・情報提供を実施。

＜事業イメージ＞



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 都道府県、指定都市
- ◆ 補助率 : 国1／2、都道府県・指定都市1／2
- ◆ 補助単価案 : 月額 1,475,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数 : 21自治体（20自治体）

※ 岩手県、群馬県、千葉県、東京都、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、沖縄県、札幌市

※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

不育症検査費用助成事業

令和6年度概算要求額：4.2億円（4.5億円）
【令和3年度創設】

目的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

内容

◆ 対象者

既往流死産回数が2回以上の者

◆ 対象となる検査

通知により助成対象と定める検査

(流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査)

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 補助単価案

検査費用助成：検査費用の7割に相当する額※ただし、6万円を上限とする。

広報啓発費用：1自治体あたり2,846千円（年額）

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県等1／2

事業実績

- ◆ 実施自治体数：105自治体

※令和4年度変更交付決定ベース

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

令和6年度概算要求額：75.7億円（75.3億円）
【平成26年度創設】

目的

- こども家庭センター（※）の設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。（※こども家庭センターの旧子育て世代包括支援センター機能部分に限る。）
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内容

1. 市町村事業

（1）産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

（2）産後ケア事業（H26～）

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

（3）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

（4）こども家庭センター（旧子育て世代包括支援センター機能部分）開設準備事業（H29～）

こども家庭センターに係る開設準備のため、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

①連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤その他

＜拡充事項＞

妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中心とし、地域の精神科医療機関と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

産前・産後サポート事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度概算要求額：12.6億円（16.3億円）

【平成26年度創設】

目的

- 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

◆ 内容

- (1) 利用者の悩み相談対応やサポート
- (2) 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- (3) 妊産婦等をサポートする者の募集
- (4) 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- (5) 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
- (6) 多胎妊産婦への支援（多胎ピアサポート、多胎妊産婦ソポーター等による支援）（R2～）
- (7) 妊産婦等への育児用品等による支援（R2～）
- (8) 出産や子育てに悩む父親支援（R3～）

◆ 実施方法・実施場所等

「アウトリーチ（パートナー）型」：実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応

「デイサービス（参加）型」：公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

◆ 実施担当者

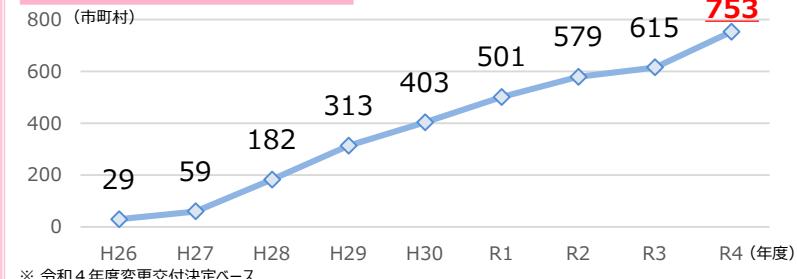
- ① 助産師、保健師又は看護師
- ② 子育て経験者、シニア世代の者等

※ 事業内容（2）の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、①に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価案：月額170,900円～2,758,500円（人口により異なる）
その他、多胎妊産婦等支援など取組に応じた加算あり。

事業実績



多胎妊娠産婦等支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和6年度概算要求額：産前・産後サポート事業12.6億円の内数

【令和2年度創設】

目的

- 多胎妊娠産婦への支援について、多胎ピアサポート事業や、育児センター等派遣事業を実施することにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

内容

◆ 対象者

多胎妊娠産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊娠産婦等センター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内容

（1）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊娠産婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（2）多胎妊娠産婦等センター等事業

多胎妊娠産婦や多胎家庭のもとへセンター等を派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該センター等を派遣する前に、多胎妊娠産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。



交流会やアウトリーチによる相談支援など



日常生活のサポート

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村（市町村内の多胎妊娠産婦が少人数である場合、都道府県が実施することも可能）

◆ 補助率：国1／2、市町村1／2

◆ 補助単価案

多胎ピアサポート事業 月額208,200円

多胎妊娠産婦等センター等事業 月額164,800円～764,900円
(人口により異なる)

事業実績

◆ 実施自治体数

多胎ピアサポート事業 93自治体

多胎妊娠産婦等センター等事業 94自治体

※ 令和4年度変更交付決定ベース

出産や子育てに悩む父親支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和6年度概算要求額：産前・産後サポート事業12.6億円の内数

【令和3年度創設】

目的

- 家族との関わり方に対する不安や、男性の育児参加の促進に伴って生じる出産・子育てに関して悩む父親に対する支援のため、子育て経験のある父親等によるピアサポート支援や、急激な環境の変化による父親の産後うつへの対応を行う。

内容

◆ 対象者

出産・子育てに関して悩む父親

◆ 内容

(1) ピアサポート支援等

子育て経験のある父親や、現在子育て中の父親による交流会等の実施や、子育て経験のある父親による相談支援を実施することで、子育てに関する悩みの共有や情報交換を行い、さらにこどもや父親のライフステージに応じた子育ての方法を学ぶ場として、継続的な支援を実施する。

(2) 父親相談支援

妻の妊娠・出産や子どもの誕生・成長によって生じる、父親自身における仕事のスタイルや生活環境の急激な変化に関する悩みやうつ状態に対応するため、相談支援や、そのために必要な知識を取得するための研修を実施する。



交流会、相談支援の実施



相談支援の実施

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村

◆ 補助率：国1／2、市町村1／2

◆ 補助単価案

ピアサポート支援等事業
父親相談支援

月額 59,000円
月額 154,800円

産後ケア事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度概算要求額：57.2億円（57.2億円）

【平成26年度創設】

目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。
※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）
※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、2024年度末までの全国展開を目指すとされている。

内容

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- (1) 「宿泊型」 … 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」 … 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」 … 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

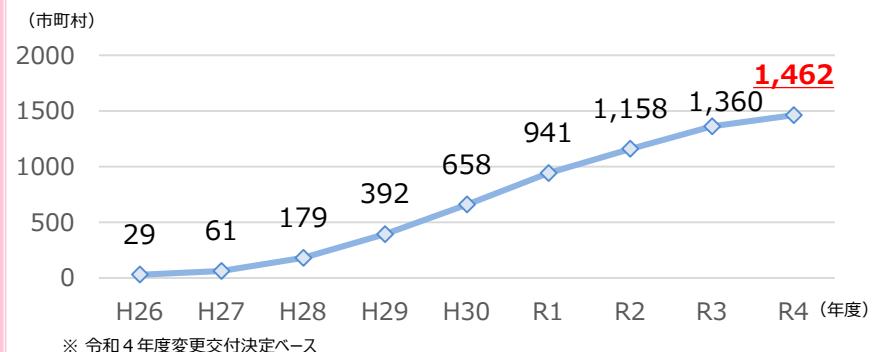
実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

- ◆ 補助単価案
 - (1) デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,727,700円
 - (2) 宿泊型 1施設あたり月額 2,519,600円
 - (3) ①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 別紙参照
1回あたり 5,000円
 - ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～）
1回あたり 2,500円
 - (4) 24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,806,900円

※(1)及び(2)の補助単価は6か所を上限とする。（委託先の数を制限するものではない）

実施自治体



産後ケア事業の利用者負担の減免支援について

別紙

利用者負担の減免支援の拡充（令和5年度～）

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業については、令和元年の母子保健法改正により、市町村の努力義務とされ、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、2024年度末までの全国展開を目指すこととされている。
- また、全世代型社会保障構築会議の報告書（令和4年12月）においても、産前・産後ケアの体制を充実するとともに、利用者負担の軽減を図ることが検討課題の一つとして挙げられたところ。
- 産後ケア事業の利用者負担については、令和4年度から非課税世帯を対象に減免支援を実施することとしたところであるが、上記のような状況を踏まえ、利用者の所得の状況に関わらず、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、産後ケア事業を必要とする全ての産婦に対して、利用者負担の減免支援を導入する。

①非課税世帯

R 4年度より減免支援
(5,000円／回)



②全ての産婦（①以外）

R 5年度より減免支援を導入【拡充】
(2,500円／回)



全ての産婦に対する利用料減免【拡充】

減免助成額：2,500円／回

（宿泊型の平均的な利用料（約5千円）の半額）

※ただし、食費代は自己負担（食費代以外の利用料が減免支援の対象）

助成日数：5日間

（宿泊型の平均的な利用日数）

※住民税非課税世帯に対する利用料減免（5,000円／回）
については、引き続き現行の支援を実施

利用料減免の実施方法

- 利用料減免の実施方法としては、利用者が産後ケア施設に利用料を支払い、後日、市町村から減免額の助成を受ける方法（償還払い）、利用料減免のクーポンを渡す方法などが想定されるが、それぞれの市町村の実情に応じて実施することとする。
- 産後ケア施設との委託契約の中で利用料を設定している場合には、利用料の金額設定を引き下げる方法も可能とする（この場合、減免支援の実施前と実施後の差額が減免額となり、国庫補助の対象となる。）

【伴走型相談支援との連携】

伴走型相談支援との連携の観点から、産後ケア施設は、利用者の利用事実や、利用時に気になる事があった場合はその内容（産後ケア施設で実施したEPDS等のアセスメント結果を含む。）を、当該利用者に伴走支援を行っているこども家庭センター等に情報提供することとする。

妊娠・出産包括支援緊急整備事業（妊娠・出産包括支援事業の一部）

令和6年度概算要求額：1.2億円（1.2億円）
【平成26年度創設】

目的

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備することを目的とする。

内容

- 産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する場所（賃借物件を含む。）の修繕を行う。

＜事業の対象事例＞

- ・ パソコンを設置するための配線工事 ・ 冷暖房器具の設置
- ・ 幼児用トイレの設置 ・ 幼児用シンクの設置
- ・ 幼児用バス（沐浴槽）の設置 ・ 調乳ユニットの設置
- ・ 玄関スロープ、玄関ベンチの設置 ・ 置替え、障子の張り替え、壁紙の張り替え
- ・ 相談室の間仕切り
- ・ その他妊娠・出産包括支援事業に必要な修繕

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価案

産前・産後サポート事業 1市町村当たり 3,240,000円

産後ケア事業 1市町村当たり 7,560,000円

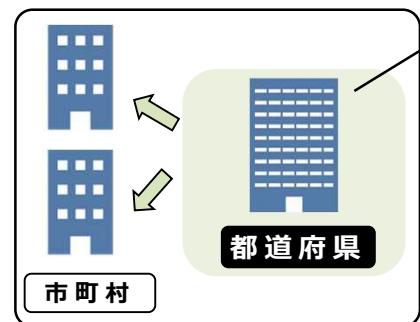
目的

都道府県において、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制を整備するため、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行う。また、妊産婦のメンタルヘルスに対応するため、都道府県の拠点病院を中心とし、地域の精神科医療機関と、精神保健福祉センター、保健所、市町村（母子保健担当部局・こども家庭センターなど）、産婦健診・産後ケア事業等の母子保健事業の実施機関が連携するためのネットワーク体制の構築を図る。

内容

①妊娠・出産包括支援実施体制整備事業

都道府県において、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施する体制を整備するため、連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、ニーズ把握調査等を行う。



(1) 連絡調整会議

都道府県と市町村や、市町村間で情報を共有するため、連絡調整会議を開催する。

(2) 保健師等の専門職への研修

市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するに当たり、保健師等の専門職等が産前・産後サポート事業や産後ケア事業、こども家庭センター、利用者支援事業を実施するために必要な専門的知識を身につけるための研修を行う。

(3) ニーズ把握調査

産後ケア事業等の実施に当たり、基礎データの把握及び利用者のニーズ把握のための調査を行う。

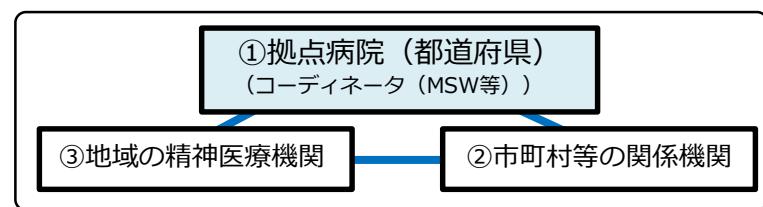
(4) 市町村共同実施の推進

都道府県が主導し、複数の市町村での産後ケア事業等の共同実施を推進するための検討会や連絡調整等を行う。

等

②妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業【拡充】

都道府県において、妊産婦のメンタルヘルスの診療に係る中核的な精神科医療機関等にコーディネータを配置し、各精神科医療機関や市町村等の関係機関と連携したネットワーク体制の構築を図る。



- ・拠点病院（①）を中心とした関係者・関係機関による協議会を設置・開催
- ・妊産婦の診療対応可能な地域の精神科医療機関（③）リストの作成や、支援が必要な妊産婦を把握した場合のフォローバック体制図や情報連携様式等の作成
- ・支援が必要な妊産婦を把握した場合、地域の精神科医療機関（③）の受診につなげるためのコーディネータによる連絡・調整
- ・市町村等の関係機関（②）や地域の精神医療機関（③）から拠点病院（①）へのメンタルヘルスに関する相談や診療依頼
- ・拠点病院（①）から市町村等の関係機関（②）や地域の精神医療機関（③）への専門家の派遣 など

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：都道府県

◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

◆ 補助単価案

・妊娠・出産包括支援実施体制整備事業 1,381,400円／都道府県

（産後ケア事業を市町村の共同での実施を推進する場合の加算 338,000円／都道府県）

・妊産婦のメンタルヘルスに関するネットワーク構築事業 月額 1,475,000円

事業実績

◆ 実施自治体数

・妊娠・出産包括支援推進事業 43自治体

・産後ケア事業を市町村の共同での実施を推進する場合の加算 6自治体

産婦健康診査事業

令和6年度概算要求額：18.8億円（18.4億円）

【平成29年度創設】

目的

- 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備することを目的とする。

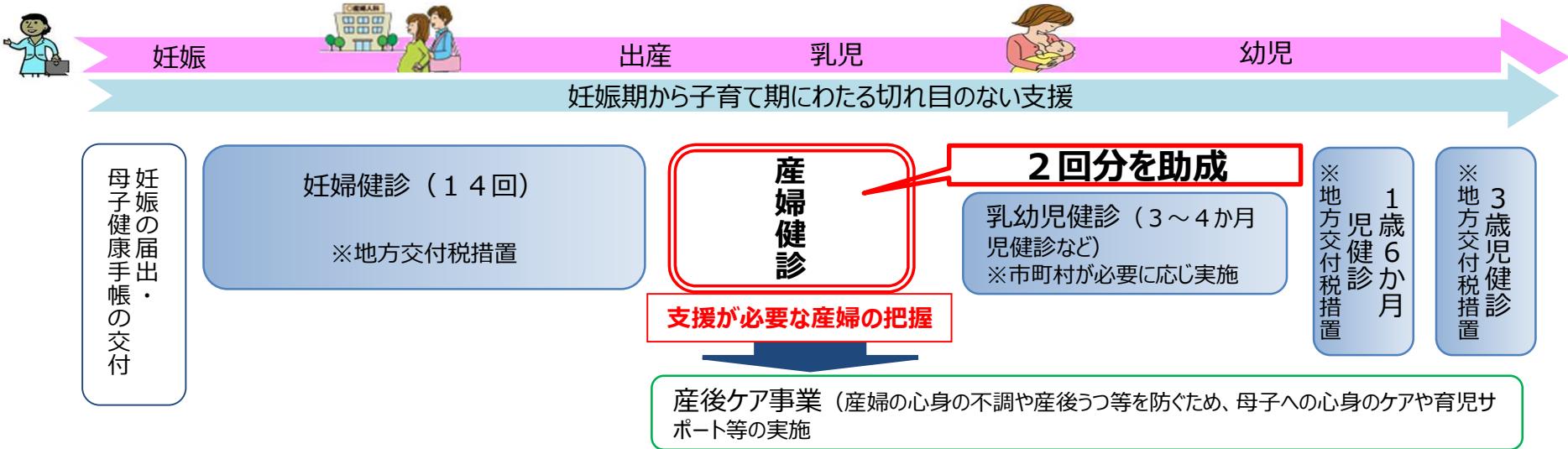
内容

◆ 対象者

産後2週間、産後1か月など出産後まもない時期の産婦

◆ 内容

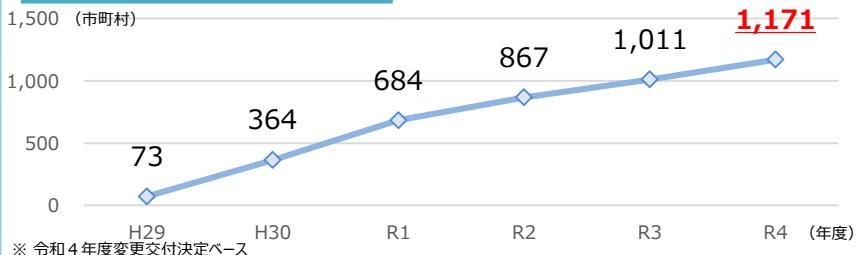
地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円

事業実績



多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

令和6年度概算要求額：0.8億円（0.9億円）

【令和3年度創設】

目的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常1~4回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

内容

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円
※多胎妊婦1人当たり5回を限度

事業実績

- ◆ 実施自治体数：482自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

新生児聴覚検査体制整備事業

令和6年度概算要求額：3.5億円（3.5億円）
【平成29年度創設】

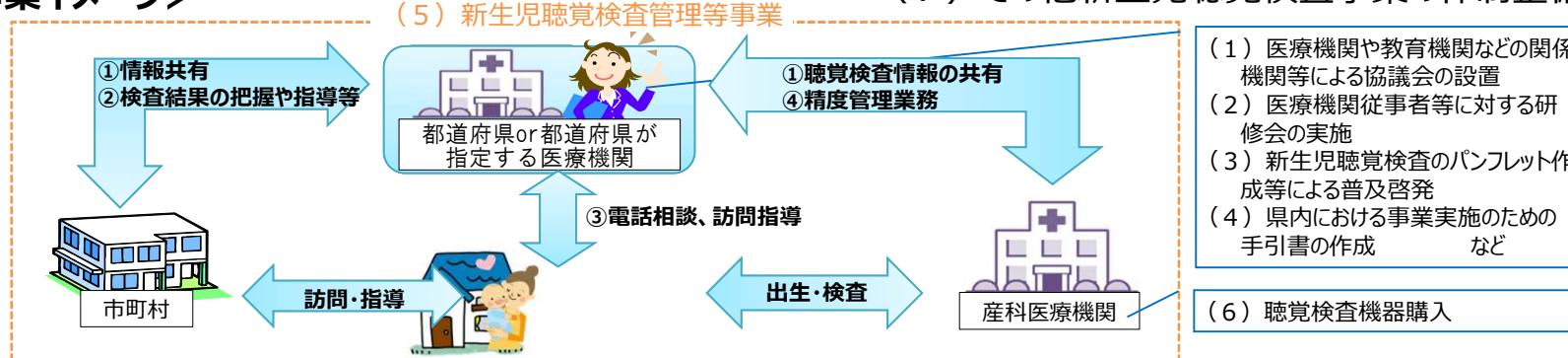
目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
(2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
(3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
(4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
(5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
② 市町村への指導等
③ 相談対応等
④ 検査状況・精度管理業務
(6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
(7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

事業イメージ



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2
- ◆ 補助単価案：

（5）を実施する場合	年額 2,373,400円
（6）を実施する場合	年額 10,000,000円
	（6）を実施する場合
	年額 3,600,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：43自治体（42自治体）
※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

令和6年度概算要求額：2.5百万円（4.8百万円）
【平成28年度創設】

目的

- 被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制の確保

内容

◆ 対象者

令和2年7月豪雨により被災した妊産婦及び乳幼児等

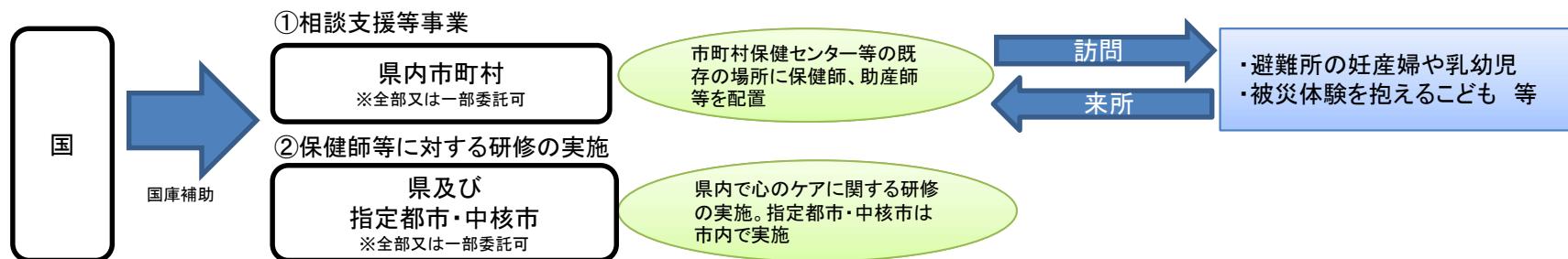
◆ 事業内容

①相談支援等事業

被災した妊産婦・乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康に関する相談支援や乳幼児健診等の母子保健事業の体制確保に要する経費について補助を行う。

②保健師等に対する研修の実施

乳幼児健診等において継続的に妊産婦及び乳幼児等の心身の状況を把握し、特に支援が必要な場合は医療機関等の専門機関へつなぐことができるよう、保健師等に対する研修を実施する。



実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 : ①令和2年7月豪雨により被害を受けた県内の市町村
②令和2年7月豪雨により被害を受けた県及び同県内の指定都市、中核市
- ◆ 補助率 : 国1／2

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

令和6年度概算要求額：1.2億円（1.1億円）

【令和2年度創設】

目的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内容

（1）推進会議

医療機関、行政機関、警察等子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による推進会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

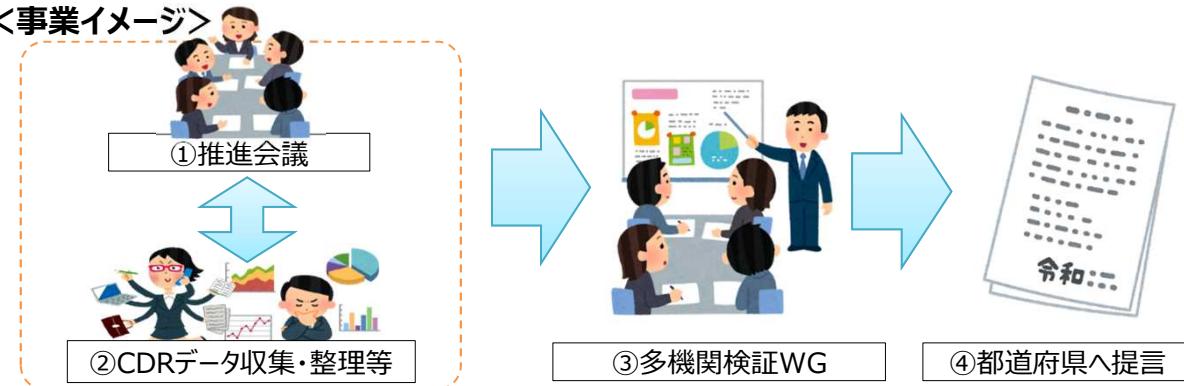
（2）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（3）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

＜事業イメージ＞



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国10／10
- ◆ 補助単価案：年額 12,647,020円

事業実績

- ◆ 実施自治体数（変更交付決定ベース）
令和4年度：8自治体（北海道、福島県、群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県）

母子保健対策強化事業

令和6年度概算要求額：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円(6.7億円)
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

(1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

(2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援

都道府県において、成育医療等に関する協議会を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「成育医療等に関する計画」の策定に関すること
- ・母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関すること
- ・母子保健事業に関する委託内容（契約金額など）の統一化に関すること

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1／2、市町村1／2 ②国1／2、都道府県1／2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円
②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：779自治体
- ※令和4年度変更交付決定ベース

性と健康の相談センター事業

令和6年度概算要求額：8.3億円（9.5億円）

【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

※ 令和3年度までの「女性健康支援センター事業」や「不妊専門相談センター事業」を組み替えたもの。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内容

- (1) 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導
- (2) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (3) 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催
- (4) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (5) 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (6) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等の支援
- (7) 特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）
- (8) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (9) 出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援
- (10) HTLV-1母子感染対策協議会の設置等
- (11) 不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

特定妊婦等に対する産科受診等支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 8.3億円の内数
【令和元年度創設】

目的

- 妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等をはじめ、性や妊娠に関する悩みを抱える者の相談対応を行う「性と健康の相談センター」において、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

内容

◆ 対象者

特定妊婦（※）と疑われる者、妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

◆ 内容

性と健康の相談センターにおいて、予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用(初回分に限る)に対する助成を行う。また、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ること。

<事業イメージ>



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
 - ◆ 補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2
 - ◆ 実施自治体数
 - ・ 産科受診等支援 26自治体（17自治体）
 - ・ 初回産科受診料 24自治体（14自治体）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案	月額 166,000円
①直営 産科受診等支援 受診費用 交通費	受診1件あたり 10,000円 受診1件あたり 2,000円
◆ 補助単価案	月額 331,100円
②委託 産科受診等支援加算 受診費用 交通費	受診1件あたり 10,000円 受診1件あたり 2,000円

若年妊婦等支援強化加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 8.3億円の内数
【令和2年度創設】

目的

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的で、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部又は全てを委託することなどにより、地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。

内容

◆ 対象者

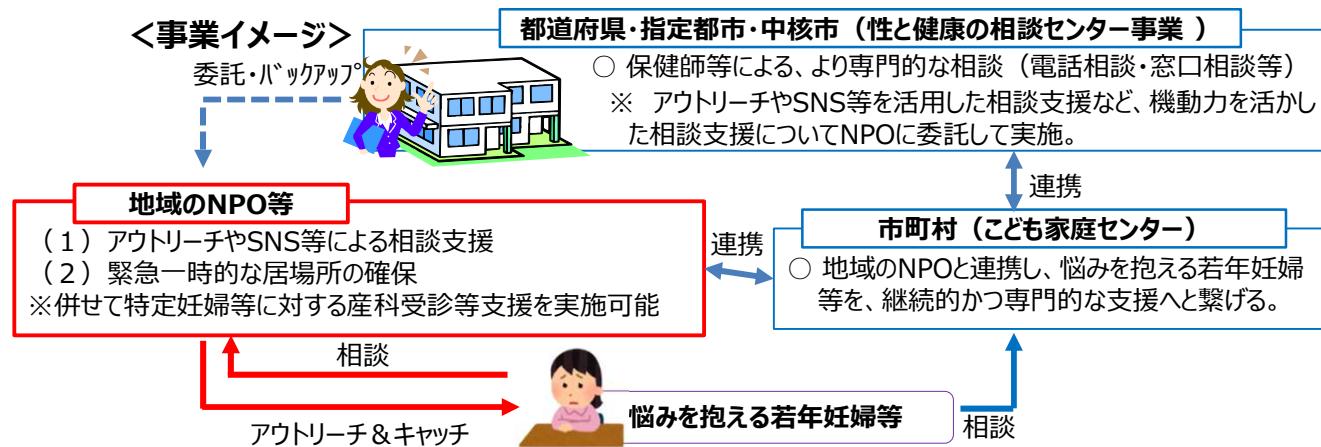
10代等若年で妊娠に悩んでいる者や、若年に限らず特定妊婦と疑われる者等

◆ 内容

(1) 相談支援等

- ① 窓口相談
- ② アウトリーチによる相談
- ③ コーディネート業務
- ④ SNS等を活用した相談

(2) 緊急一時的な居場所確保



実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2
- ◆ 実施自治体数：23自治体
 - ・直営5自治体（石川県、京都府、仙台市、京都市、奈良市）
 - ・委託18自治体（北海道、秋田県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、広島県、沖縄県、仙台市、京都市）

※ 令和4年度変更交付決定ベース

補助単価案

◆ 補助単価案

①直 営	運営費	月額 180,500円
	SNS等による相談支援	年額10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり 16,100円
②委 託	基本分	月額 387,500円
	夜間休日対応加算	月額 58,300円
	SNS等による相談支援	年額10,888,000円
	一時的な居場所確保	1泊あたり 16,100円

出生前検査加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 8.3億円の内数

【令和3年度創設】

目的

- 妊婦の血液から、胎児の染色体疾患の有無を調べるNIPTについては、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が発足したことなどから、今後実施件数の増加が予想される。
- これらの流れを踏まえ、NIPT等の出生前検査を受けた妊婦、受検を検討している妊婦やその家族を支援するため、性と健康の相談センターに専門の相談員を配置し相談を受け付けることにより、不安等の解消を図る。

内容

◆ 対象者

出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族

◆ 内容

(1) 相談支援

性と健康の相談センターにおいて、出生前検査を受けた者、受検を検討している者及びその家族に対し、疑問や不安への相談支援を行うとともに、出生前検査により胎児が障害等を有する可能性が指摘された妊婦や家族に対し、子の出生後における生活のイメージを持っていただくことなどを目的として、障害福祉関係機関等の紹介等を行う。

(2) 相談支援員への研修等

NIPTに関する知識の習得や、関係機関との連携を行うために必要となる事務等に対する補助を行うことで、円滑な相談支援の実施を図る。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2
- ◆ 補助単価案：運営費 月額 151,700円
研修費 月額 28,700円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：9自治体
※令和4年度変更交付決定ベース

HTLV-1母子感染対策加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 8.3億円の内数
【平成23年度創設】

目的

- HTLV-1母子感染について、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の適切な実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、HTLV-1母子感染を防ぐ体制の整備を図り、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。

内容

（1）HTLV-1母子感染対策協議会の設置

HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成するHTLV-1母子感染対策協議会を設置。

（2）HTLV-1母子感染対策関係者研修

医療機関においてHTLV-1母子感染対策に携わる医師、助産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を実施

（3）HTLV-1母子感染普及啓発

リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1母子感染について妊婦等へ普及啓発を実施。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2
- ◆ 補助単価案：月額 1,695,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：31自治体
※ 令和4年度変更交付決定ベース

（参考）都道府県における取組状況（令和3年4月1日現在）※国庫補助未活用自治体を含む

（1）HTLV-1母子感染対策協議会の設置自治体：37都道府県

協議会での検討事項：抗体検査の実施状況の把握、キャリア妊婦への支援・連携体制、相談窓口・研修・普及啓発 等

（2）HTLV-1母子感染関係者研修実施自治体：医療従事者向け研修 30都道府県、相談窓口従事者向け研修 33都道府県

主な研修内容：HTLV-1抗体検査についての基礎知識、母子感染に係る保健指導等に関する研修、母子感染予防に関する研修、母親への相談対応に関する研修 等

（3）HTLV-1母子感染普及啓発実施自治体：39都道府県

普及啓発方法：リーフレット・ポスターの作成、ホームページや広報誌に掲載、母親学級のテキストに記載、妊娠届出時にHTLV-1検査に関する説明の実施 等

不妊症・不育症等ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和6年度概算要求額：性と健康の相談センター事業 8.3億円の内数
【令和3年度創設】

目的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内容

（1）不妊症・不育症等ネットワーク支援加算

- ① 不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者で構成される協議会等の開催
- ② 不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- ③ 不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



（2）ピア・サポート活動等への支援加算

- 当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施

※ 事業の対象として流産・死産等を経験した方への心理社会的支援やピア・サポート活動等への支援も含まれるものであり、不妊症・不育症患者への支援と区別して実施することも可能。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2
- ◆ 補助単価案：
 - (1) 月額 688,000円
 - (2) 月額 201,000円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：17自治体
- ※令和4年度変更交付決定ベース

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

令和6年度概算要求額：1.2億円（1.3億円）
【令和5年度創設】

目的

- 低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の費用（産科医療機関において実施する妊娠の判定に要する費用）を助成する。なお、本事業については、伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業の効果的な取組を進めることとする。

内容

◆ 対象者

住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦。

ただし、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、以下の要件を満たす者とする。

＜要件＞

要件①：所得判定のため、世帯の課税状況を確認することに同意すること

要件②：妊婦健診の受診医療機関等の関係機関と市町村が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診の未受診や、家庭の状況等を含む)を共有することに同意すること。

◆ 内容

(1) 初回産科受診料補助

低所得の妊婦を対象として、初回の産科受診料の一部又は全部を補助する。

(2) 関係機関との連絡調整

把握した妊婦について必要な支援が提供されるよう関係機関との連携を図る。

◆ 留意事項

本事業については、市町村の妊婦への支援体制整備のため、次のとおり実施することとする。

(1) 本事業は、こども家庭センターの窓口業務として実施することとする。

(2) 本事業による支援対象者に対して、伴走型相談支援事業による面談等を実施すること。また、面談等において、住民税非課税世帯に対する支援制度（各種子育て支援事業の利用料減免制度など）を案内することで、必要な支援に効果的につなげること。

(3) 本事業により助成を行った妊婦に対し、必要に応じてサポートプランを策定し支援を実施すること。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体：市町村（伴走型相談支援事業を実施する市町村に限る。）

◆ 補助率：国1／2、市町村1／2

◆ 補助単価案：1件あたり10,000円

妊婦訪問支援事業【新規】

令和6年度概算要求額：0.8億円（-）

※令和3年度補正予算より、子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により実施していた事業について、引き続き母子保健医療対策総合支援事業の中の1事業として実施するもの。

目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに健診の受診を促す。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市町村
- ◆ 補助率：国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価案：1回あたり 9,550円

民間委託する場合 年額564,000円

出生前検査認証制度等啓発事業

令和6年度概算要求額：母子保健衛生対策推進事業委託費 1.8億円の内数（2.8億円の内数）

【令和4年度創設】

目的

- 出生前検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証制度等の啓発を行うことを目的とする。

内容

妊娠婦やその家族、妊娠婦の包括的な相談支援を担う地方自治体が、妊婦健康診査やNIPT等の出生前検査について正しく理解することを目的として、必要な啓発を行う。

- (1) ウェブコンテンツ作成
- (2) 周知配布用コンテンツ作成
- (3) シンポジウムの開催 等

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業委託費

令和6年度概算要求額：母子保健衛生対策推進事業委託費 1.8億円の内数（2.8億円の内数）

目的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

内容

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。



全国フォーラムの実施

2. 不妊症・不育症等の理解を深めるためのウェブサイト等の作成

不妊症・不育症等に関して、ウェブサイト等で正しい知識の普及啓発を行い、広く国民の理解を深める。

3. 不妊治療等を続け、こどもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業委託費

令和6年度概算要求額：母子保健衛生対策推進事業委託費 1.8億円の内数（2.8億円の内数）

目的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・センターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

内容

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
 - 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方
③仕事と治療の両立 ④養子縁組や里親制度 など
- ※オンラインによる配信も併せて実施



ピアサポーター向けの研修会の実施

2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
 - 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など
- ※ オンラインによる配信も併せて実施

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

予防のための子どもの死亡検証等広報啓発事業

令和6年度概算要求額：母子保健衛生対策推進事業委託費 1.8億円の内数（2.8億円の内数）

目的

- 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review : CDR）の取組や、意義について広く国民に普及啓発し、国民のCDRへの理解促進を図る。
- CDRモデル事業で得られた予防策や、他制度（例：子ども虐待による死亡事例等の検証（子ども家庭庁）、消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁））等の子どもの死亡の予防に関する検証結果について、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、CDRモデル事業や他の検証制度等によって得られた具体的な予防策についての周知を行い、医療、保健、教育等の分野が連携しこどもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内容

（1）CDR特設サイトの運用

予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理した特設サイトを整備・運用を行う。また、ウェブサイト内で予防策について、わかりやすく紹介する動画などのコンテンツを作成する。

（2）シンポジウムの開催

CDRに関する有識者（子どもを事故で亡くした遺族の方、CDRに取り組まれてきた研究者の方）を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）SIDS予防対策月間の周知用ポスター・リーフレットの作成

乳児期の死亡原因として多いSIDSについて、子ども家庭庁にて11月に実施されるSIDS予防対策月間のための周知用ポスター・リーフレットの作成を行う。合わせて効果的な予防策の周知啓発を実施する。

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額

1 事業の目的

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において、マイナンバーカードの母子保健分野への利活用拡大として、「マイナポータルやマイナポータルと API 連携したスマートフォンアプリ等を活用して、健診受診券・母子健康手帳とマイナンバーカードとの一体化を目指す。（略）実施状況を踏まえ、自治体システムの標準化の取組と連動しながら本取組を順次拡大し、全国展開を目指す。」とされ、また、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども政策DX※を推進する（※脚注：母子健康手帳のデジタル化などを含む。）」とされている。
- 母子保健情報とマイナンバーカードとの一体化に関して、令和5年度からデジタル庁を中心に先行的な実証事業が行われているところであり、デジタル庁が開発し機能を追加・拡充していく情報連携基盤（PMH）に連携するための住民、医療機関及び自治体等が活用するアプリ・システム等の業務要件定義及び業務要件定義に基づいたアプリ・システム等の開発と改修に係る費用を計上する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

デジタル庁が開発、機能追加・拡充する情報連携基盤（PMH）と連携するための、住民、医療機関・自治体等のアプリ・システム等の業務要件定義やシステム改修等

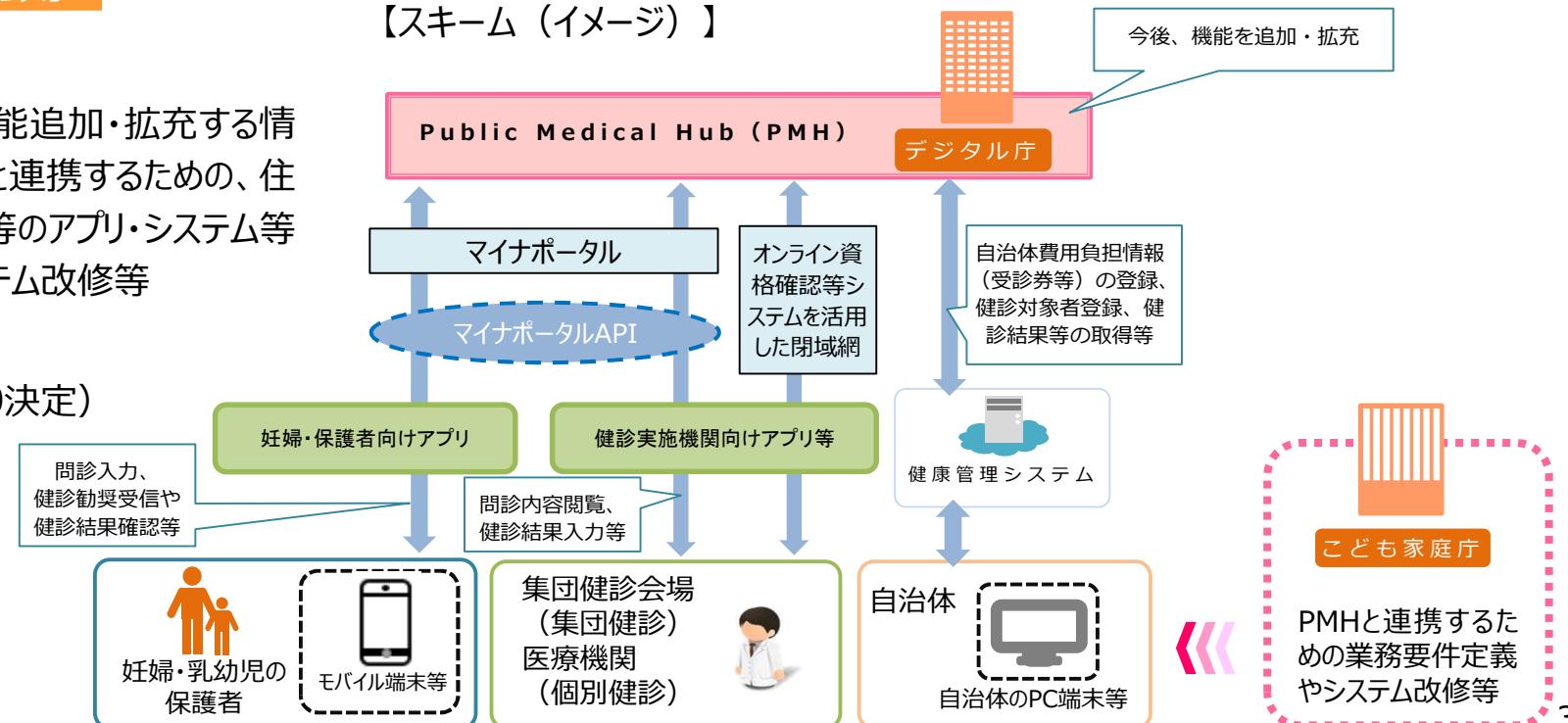
【実施主体】

民間団体（公募により決定）

【補助率】

定額

【スキーム（イメージ）】



1 事業の目的

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）において、「公費負担医療及び地方単独医療費助成への、オンライン資格確認等システムの対応拡大については、2023年度中に調査研究及び希望する自治体における事業を開始し、これらの取組を踏まえたシステム改善や、自治体システムの標準化の取組の状況などを踏まえながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、全国展開をしていく。」とされている。
- 公費負担医療のオンライン資格確認の導入に関して、デジタル庁を中心に実証事業が行われているところであり、未熟児養育医療及び療育の給付についても先行実施の対象とし、必要な検討を行うための費用を計上する。

2 事業の概要・スキーム等

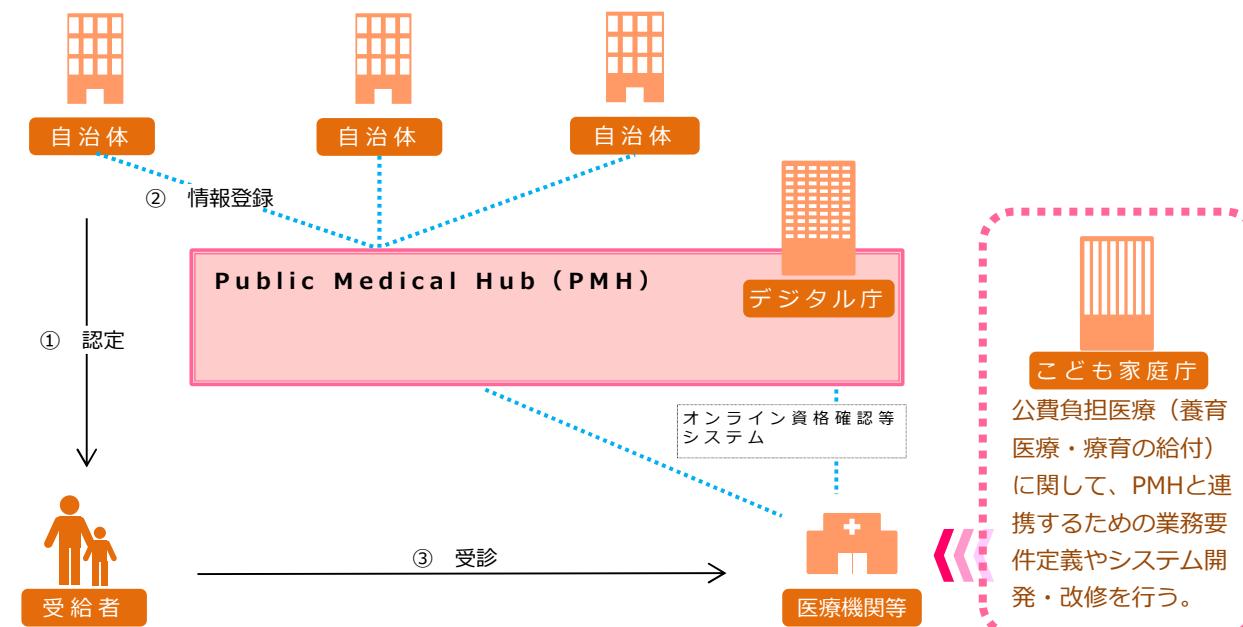
【事業概要】

- デジタル庁を中心に令和5年度に行われる実証事業の内容や、他の公費負担医療制度の動向を踏まえ、システム要件定義の整理、システム要件定義に基づいたシステムの開発と改修に係る経費を要求する。

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

【スキーム】



公費負担医療（未熟児養育費負担金・結核児童療育費負担金）

未熟児養育費（医療費分）

【概要】

- ・身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。
- ・対象児は次のとおりで医師が入院養育を必要と認めたもの。
 - ア 出生時体重が2,000g以下。
 - イ その他生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの。

【推計額】 令和5年度：36.8億円 ⇒ 令和6年度：35.6億円（▲1.1億円）

【推計方法】 令和5年度予算額 × 医療費伸率（※） 等

※ 直近3ヶ年（令和元年度～令和3年度）の医療費（実績額）の平均伸率

結核児童療育費（医療費分）

【概要】

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

【推計額】 令和5年度：6.8百万円 ⇒ 令和6年度：4.5百万円（▲2.4百万円）

【推計方法】 令和5年度予算額 × 医療費伸率（※） 等

※ 直近3ヶ年（令和元年度～令和3年度）の医療費（実績額）の平均伸率

未熟児養育医療給付事業

令和6年度概算要求額：35.6億円（36.8億円）
【昭和33年度創設】

目的

- 未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児（1歳未満）であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るもの）に対して、医療保険の自己負担分を補助する。

内容

◆ 対象者

次のいずれかに該当するもので、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

- ・出生時の体重が2,000g以下のもの
- ・生活力が特に薄弱であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていないもの

◆ 給付の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の医療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4
- ◆ 補助根拠：母子保健法第20条、第21条の3

結核児童療育費

令和6年度概算要求額：5.9百万円（8.2百万円）
【昭和34年度創設】

目的

特に長期の療養を必要とする結核児童を病院に入院させ適切な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせこれに必要な学習用品を支給し、かつ児童の療養生活の指導を行い必要に応じて日用品を支給する。

内容

◆ 対象者

結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者

◆ 給付の種類

- ① 原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合
- ② 学習に必要な物品 ③ 療養生活に必要な物品

◆ 自己負担

申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある

◆ 指定医療機関

都道府県知事が医療機関を指定



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1／2、都道府県・指定都市・中核市 1／2
- ◆ 補助根拠：児童福祉法第20条、第53条

1 事業の目的

- 保健、医療、療育、福祉、教育分野等のこども家庭分野に係る行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること並びに第2期健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画を踏まえた世界最高水準の医療提供に資する医療分野の研究開発を推進すること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム等

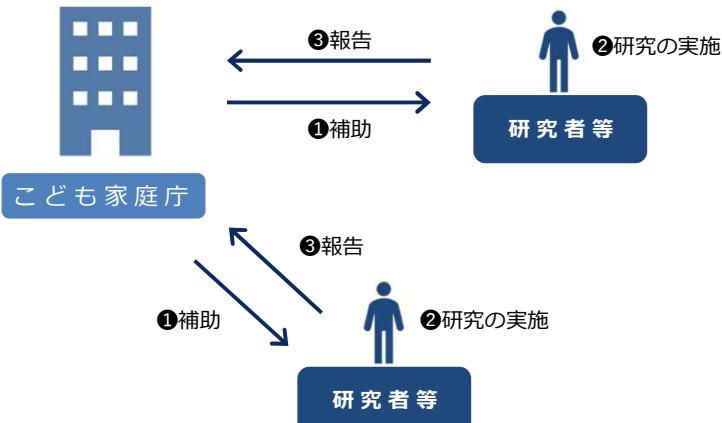
こども家庭科学研究費 R6概算要求額：4.3億円

事業概要

- こども家庭科学研究の振興を促し、国民の保健、医療、療育、福祉、教育分野等に関して、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図るために補助金を交付する。

スキーム

- 科学技術部会において決定した研究課題について公募等を行い、研究者等を決定。
- 研究者等に対して、研究に必要な経費の補助を行う。



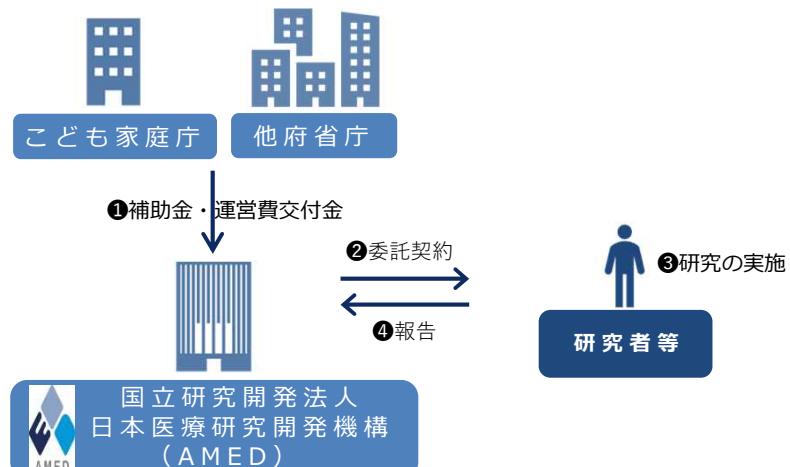
AMED研究費 R6概算要求額：6.9億円

事業概要

- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学等の研究機関の能力を活かして行う医療分野の研究開発の助成等に要する費用に係る補助金を交付する。

スキーム

- AMEDに補助金を交付。
- AMEDが研究者等と委託契約を締結し、研究を実施。



成育基本法に基づく取組の推進のための普及啓発等

令和6年度概算要求額：こども家庭推進事業委託費 32.6億円の内数（18.2億円の内数）

目的

- 妊産婦や子ども等の成育過程にある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、医療、保健、教育などの幅広い分野において、成育過程にある者に対して必要なサービスを切れ目なく提供することを目的として、平成30年12月に成育基本法※が成立、令和元年12月に施行された。
- 同法を踏まえ、従来、妊産婦や子ども等に対する保健分野を主にカバーしてきた「健やか親子21」の取組を更に深化させるとともに、成育過程にある者に対し、医療、教育などの幅広い分野において横断的な視点での総合的な取組を図っていくことが必要である。
- このため、従来までの「健やか親子21」の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野も含め、成育基本法に基づく取組を推進していくため、各自治体の母子保健事業の実施状況を把握し、成育医療等基本方針に基づく評価指標のデータを更新し、健やか親子21のサイトにて公表していくとともに、成育過程にある者など当事者も含めた社会全体に対し、効果的な普及啓発等を実施するための経費を計上。

※成育基本法：「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」
(平成30年法律第104号)

- 母子保健に係る調査研究の成果やコンテンツ（他の事業で制作されたものを含む。）を整理の上、包括的に情報発信する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率：定額
- ◆ 事業内容：
 - (1) 専用ウェブサイトの開設・管理、健やか親子21事務局の運営等
 - (2) 各自治体の母子保健事業の実施状況の把握、成育医療等基本方針に基づく指標のデータ更新等
 - (3) コンテンツの整理、情報発信

「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）

（産後ケア事業の実施体制の強化等、乳幼児健診等の推進、
プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進）

III-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（1）妊娠期からの切れ目ない支援の拡充～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る産後ケア事業については、利用者負担の軽減措置を本年度から全ての世帯に対象を拡大して実施するとともに、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めるなど、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から実施体制の強化等を行う。また、乳幼児健診等を推進する。
- 女性が、妊娠前から妊娠・出産後まで、健康で活躍できるよう、国立成育医療研究センターに、「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究やプレコンセプションケア⁸を含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等を進める。また、2022年度から保険適用された不妊治療について、推進に向けた課題を整理、検討する。

8 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。